

# 岐阜県福祉有償運送セダン型車両特区

都道府県名：

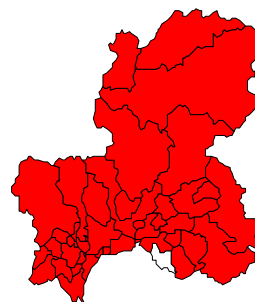
岐阜県

申請主体名：

岐阜県

区域の範囲：

岐阜県の区域の一部（岐阜県の全域のうち多治見市域を除く地域）



特区の概要：

岐阜県では県内各地で要介護高齢者や身体障害者等の移動制約者の移動手段として、以前からボランティア団体やNPO法人により有償のボランティア移送が実施されている。平成16年3月に国から「福祉有償運送等に係る道路運送法による許可の取扱い」が出され、このガイドラインに沿い手続きが進められているところである。しかし、このガイドラインにおいて認められる車両については、リフト等を備えた福祉車両のみとされているため、セダン型車両を使用している団体についてもガイドラインの適用対象とし、福祉輸送サービスの活性化を図ることにより、移動制約者の日常生活における移動利便性の向上を図る。

適用される規制の特例措置：

・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用

